

Actus Newsletter(資産税)

令和3年度税制改正 一括贈与について



令和3年度の税制改正大綱により「教育資金の一括贈与の非課税措置」や「結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置」の適用期間が2年間延長されました。その一方で適用要件は一部見直されます。今回は、これらの非課税措置について改正項目をふまえてご紹介します。

なお本改正は、名目上「教育資金」「結婚子育て資金」としての贈与による場合には、課税強化されますが、制度の趣旨通り「教育資金」「結婚子育て資金」として贈与されるのであれば、改正による影響はでない設計がされております。

■ 教育資金の一括贈与の非課税措置

受贈者の教育資金に充てるために、贈与者が「受贈者1人あたり最大1,500万円(習い事などは最大500万円)」までを、金融機関等との教育資金契約に基づいて、受贈者名義の金融機関の口座等に教育資金を一括して拠出した際に、一定の手続きにより贈与税が非課税となります。

	改正前	改正後
適用期間 ※1	平成25年4月1日～令和3年3月31日	平成25年4月1日～令和5年3月31日
受贈者	直系卑属である30歳未満の子、孫、ひ孫	変更なし
贈与者	直系尊属である父母、祖父母、曾祖父母	変更なし
贈与者が死亡した場合	死亡時の残額は原則相続税の対象外(死亡前3年以内贈与のみ相続税の対象)	死亡時の残額は全てが相続税の対象 ※2
相続税2割加算	2割加算なし	2割加算あり

※1 改正内容が適用されるのは令和3年4月1日～令和5年3月31日の贈与等で、令和3年3月31日までに契約完了したのものについては改正前の旧制度が適用されます。

※2 受贈者が「23歳未満の場合」「学校等に在学している場合」「教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合」を除きます。

◎教育資金の範囲

- | | | |
|--|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 学校等に直接支払われる入学金、授業料、入園料、保育料など ② 学用品の購入費、修学旅行費や学校給食費など学校教育に伴って必要な費用 ③ 学習塾やそろばんなどの教育に係る費用 ④ スポーツ(水泳、野球など)や文化芸術活動(ピアノ、絵画など)その他教養に係る費用 | } | 限度500万円 |
|--|---|---------|

■ 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置

受贈者が結婚・子育て資金に充てるために、贈与者が「受贈者1人あたり最大1,000万円(結婚関係は最大300万円)」までを、金融機関等との結婚・子育て資金管理契約に基づき、受贈者名義の金融機関の口座等に結婚・子育て資金を一括して拠出した際に、一定の手続きにより贈与税が非課税となります。

	改正前	改正後
適用期間 ※1	平成25年4月1日～令和3年3月31日	平成25年4月1日～令和5年3月31日
受贈者	20歳以上50歳未満の直系卑属	18歳以上50歳未満の直系卑属
贈与者	直系尊属である父母、祖父母、曾祖父母	変更なし
贈与者が死亡した場合	死亡時の残額は全てが相続税の対象	変更なし
相続税2割加算	2割加算なし	2割加算あり

※1 改正内容が適用されるのは令和3年4月1日～令和5年3月31日の贈与等で、令和3年3月31日までに契約完了したのものについては改正前の旧制度が適用されます。

◎結婚・子育て資金の範囲

- | | | |
|---|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 結婚に際して支払う挙式費用、衣装代等の婚礼費用 ② 家賃、敷金等の新居費用、転居費用 ③ 不妊治療・妊婦健診に要する費用 ④ 分べん費等・産後ケアに要する費用 ⑤ 子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料(ベビーシッター代を含む) | } | 限度300万円 |
|---|---|---------|

相 続 の こと なら アクタスにおまかせください

アクタスサービスラインナップ

相続税の申告支援業務

相続税申告

申告期限は10か月です。
年間100件以上の申告実績がある
アクタスが丁寧に対応します。

税務調査1%未満

適正な申告書作成はもちろんのこと、
書面添付制度の導入により税務調査の
対策を随時おこなっています。

スピード対応

ご依頼から申告までをスピーディ
に対応し、税金の不安をいち早く
解消させます。

相続事前対策業務

簡易診断

お持ちの財産について、概算での
評価と相続税を計算し、現状を分
析します。

遺言書作成支援

「相続」が「争続」とならないよ
う自筆証書遺言や公正証書遺言の
作成を支援します。

事業承継対策

親族承継や親族がい承継、M&A
まで含め、様々なパターンによる
事業承継をサポートいたします。

相続後のご相談

二次相続節税支援

生前贈与や贈与税の特例制度を活
用した節税、保険加入や不動産の
提案など様々な節税対策を支援し
ます。

不動産売買支援

相続により取得した不動産の売却
を支援します。

譲渡所得／ 不動産所得対応

相続手続き後の確定申告作業まで、
担当した税理士が対応します。

お気軽にご相談ください。初回の相続相談は **無料** です！